

# 糸満市立学校 感染防止対策ガイドライン 2020.8.24 Ver.1 【糸満市教育委員会】

本ガイドラインは、文部科学省や沖縄県の指針等に基づき、学校の感染防止対策に関する具体的な事項について学校の参考となるように作成したものです。以下の内容を参考に、学校規模や校舎の形状、児童生徒の発達段階等を考慮しながら各学校の実情に合わせて感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。  
(尚、今後も新たな情報や知見、感染状況にあわせ適宜見直しを行うことをご理解下さい。)

登校前	【持ち物】	ハンカチ・ティッシュ・マスク(予備も含む)・マスクを置くためのビニールや布、水筒等 ※個人の手指用消毒液や除菌シート等の持参(保護者が希望した場合、学校と相談した上で個人で管理することを条件に許可する)			
	【健康観察】	①朝晩の体温・体調をチェック、健康観察表に記入(保護者のサイン等)⇒発熱等の風邪の症状がある場合等には自宅で休養する。 ②同居の家族に発熱等の風邪症状がないかどうかの確認。⇒同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校せず自宅での健康観察をお願いします。			
学校生活	【登校】	●登校時、健康観察を必ず行う。(検温、風邪症状、同居家族の状況の確認) 《健康観察表が未記入・忘れた場合》⇒A=健康状態に問題なし⇒教室へ B=健康状態が気になる⇒指定の場所へ(保護者に連絡し自宅療養を促す) ※健康観察を行う場所は、校門、校舎入口、教室に入る前、教室など学校によって異なりますが、密集が起こらないようにしながら、体調の変化に早めに気づくことが目的です。一人ひとりが意識を高くし、協力していきましょう。			
	【手洗い】	●手洗い(30秒程度かけ、水と石けんで丁寧に洗う。)は以下の場面で意識して行う。 ◆手を拭くタオルやハンカチ等は共用しない。 ①登校後 ②外から教室に入るとき ③咳やくしゃみ・鼻をかんだとき ④給食(昼食)の前後 ⑤掃除の後 ⑥トイレの後 ※手指で目、鼻、口をできるだけ触らないなど接触感染を理解し、必要と判断した場合は手洗いを行う。			
	【咳エチケット】	咳・くしゃみをする際 ⇒ マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる。 ※基本的には、マスクを着用していれば、咳エチケットを守ることができます。			
	【3密の回避】	①【エアコン未使用時】常時2方向の窓を同時に開ける。但し、窓のない部屋等は常時入り口を開けておくなど十分に換気する。(扇風機等を利用して換気を行うなど空気の流れを作る) ②【エアコン使用時や気温が低い日・風が強い日等】休み時間毎に窓(2方向の窓を全開)を開け、10分間程度、換気を行う。 ※授業中も双方向10cm程度窓を開放し、空気の流れを作ることが望ましい。 ③体育館のような広く天井の高い場所も換気に努める。 ※教職員及び児童生徒が人の密度が高くならないように互いに意識し、必要があると判断した場合は様々な方法で換気を行う。			
	【「密閉」の回避(換気の徹底)】	①教室では、できるだけ2m程度(最低1m)を日安に様々な活動で友だちや先生とできるだけ間隔を取ること。 (間隔(身体的距離)が十分とれないときはマスクを着用することを心がけてください。) ※感染拡大地域(レベル2~3)の実態に応じて、身体的距離の確保を優先して分散登校や時差登校の導入などの工夫を行う。 ②間隔(身体的距離)が十分とれない場合は、全校集会及び学年集会などは行わない。(間隔がとれて実施する場合は短い時間で行う。)			
	【「密集」の回避(身体的距離の確保)】	①基本的には常時マスクを着用することが望ましい。(但し、熱中症も命に関わる危険があります。熱中症への対応が優先です。) ※マスクを着用する必要がない場合 ・十分な身体的距離が確保できる場合、 ・熱中症などの可能性が高いと判断した場 ・暑さで息苦しいと感じた時は、先生や友だちへの相談やマスクを外し呼吸を整えるなど自身の判断で対応してください。			
	【「密接」の場面への対応(マスクの着用)】	①日頃から、トイレ内はよく換気する。 ②フタがあるトイレの場合は、フタを閉めて水を流す。 ※トイレの後の手洗いは30秒程度かけ水と石けんで丁寧に洗う。(手を拭くタオルやハンカチ等は共用しない)			
	【給食】	◆手洗いを30秒程度かけ水と石けんで丁寧に洗う。 ①手洗いを確実にこなったか等、当番などを決め全員の食事の前後の手洗いの徹底をお願いします。 ②会食に当たっては、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控える。			
	【清掃】	①清掃は十分な換気やマスクの着用を心がける。(暑さで息苦しいと感じた時は距離をとってマスクをはずす。) ②清掃にあたっては、消毒を兼ねるなど工夫して行う(消毒は教職員を中心に、または教職員の指導のもと行う) ※ドアノブ、手すり、スイッチなど、みんなが手を触れる箇所及び共用物(1日1回程度) ※清掃後の手洗いは30秒程度かけ水と石けんで丁寧に洗う。(手を拭くタオルやハンカチ等は共用しない)			
	【授業】	①感染リスクの高い教科活動は行わない。 全教科⇒「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」「近距離で一斉に大きな声で話す活動」 理科⇒「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」 図画工作、美術⇒「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」 音楽⇒「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」 技術・家庭⇒「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」 保健体育⇒「密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動」 (マスク着用は必要なし・間隔を確保する・マスク希望者は着用可) ※プールにおいては、水中感染のリスクは低いと指摘されているが、密集・密接の場面が想定されるため、様々な感染リスクへの対策が不十分な場合はプールの授業は実施しない。			
	【部活動など(スポーツ少年団)】	※当面は停止(県や市の感染者発生状況を確認しながら総合的に判断していく) 《再開の準備》可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けての活動を行う。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わない。			
	【熱中症対策】	①のどが渇かなくても定期的に水分補給をする。授業中の水分補給も可(但し、教職員と児童生徒でルールやマナーの確認を行う) ※水筒の共有はしない。 ②エアコンのある教室等を中心に活動しましょう。(換気は忘れずに) ③毎日の家庭や学校における健康観察は、熱中症予防においても有効です。			
	【発熱や風邪症状を確認した場合】	①発熱者等の待機場所の確保(保健室以外の別室を設ける又は保健室内をついたて等で区切る) ②当該児童生徒等を安全に帰宅させる。(症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導) ※早退させるまで必ず職員が付き添う。早退後は、換気を十分に行い、消毒等の感染予防策を行う。			
	放課後	【消毒】	①ドアノブ、手すり、スイッチなど、みんなが手を触れる箇所及び共用物(1日1回程度) ※清掃時間を活用して実施することも可		
【下校】		①校門や玄関口等での密集が起こらないようにしましょう。 ②友達や一般の人と十分な身体的距離を確保できない場合はマスク着用をすすめます。但し暑さで息苦しいと感じた時は我慢しないでください。			
家庭	【家に帰ったら】	①家に帰ったら、すぐに手洗いを行う。30秒程度かけ水と石けんで丁寧に洗う。(手を拭くタオルやハンカチ等は共用しない) ②人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える。シャワーを浴びる。 ③高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重に行う。 ④不要不急な外出を控える。			
	【連絡体制】	①感染防止について不安や悩み・相談など⇒市教育委員会(840-8165) ②発熱・風邪症状など⇒沖縄県南部保健所「帰国者・接触者相談センター」(889-6591) ③発熱・風邪症状など⇒新型コロナウイルス感染症 相談窓口(コールセンター)(866-2129) ④学校のホームページの活用した情報提供の整備。			
その他	【考えてみよう】	【あてはまる文字(ひらがな)は?】 「○○どうた○○」 「ゆ○○ーる」	【私ができること】 _____ 人を支えていきたい 自分も _____ も大切にしていきたい	【私はしません】 人を傷つける _____ をしない 不確かな情報を _____ しない	
	<p>【参考】 ○《教保第668号令和2年7月10日》 学校(園)における新型コロナウイルス感染症の患者発生時の対応について(令和2年7月10日時点) (第16報-②) 別紙 学校(園)における新型コロナウイルス感染症の患者発生時の対応(フロー図) (令和2年7月10日時点) ○《厚生労働省《健康発第0612第1号令和2年6月12日》感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正) ○学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.8.6 Ver.3) ○小学校、中学校及び高等学校等にかかる感染事例等を踏まえて今後求められる対策等について(通知) 2文科初第700号 令和2年8月6日 ○県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(令和2年7月21日版) ○県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策について 教保第776号 令和2年8月3日 ○県立学校における地域の感染レベル別の感染症対策 別紙1-1 ○県立学校における地域の感染レベル別の感染症対策(保健体育・運動部活動) (別紙1-2)</p>				